

八代市立金剛小学校 「いじめ防止基本方針」

令和3年11月版

金剛小学校で学ぶ子供一人一人が安心して楽しく充実した学校生活をおくることができるために、「いじめ」が起こらない・「いじめ」をゆるさない学校づくりを目指して



【 目 次 】

- 1 本校のいじめ基本方針について・・・・・・・・・・ 2
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方・・・・・・・・ 2～4
 - (1) いじめのとらえ方
 - (2) いじめの未然防止について
 - (3) いじめの早期発見について
 - (4) いじめの対処について
 - (5) 家庭や地域住民との連携について
 - (6) 児童会の取組について
 - (7) 関係機関との連携について
- 3 本校におけるいじめ等の実態・・・・・・・・・・ 5
 - (1) いじめの認知件数
 - (2) 不登校児童数の推移
 - (3) いじめ問題の実態
 - (4) 学校評価より
- 4 本校におけるいじめの防止等のための取組・・・・・・・・ 5～7
 - (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - (2) いじめの未然防止のための取組
 - (3) いじめの早期発見のための取組
 - (4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画
 - (5) 学校におけるいじめへの対処・流れ
 - (6) いじめの防止等への取組の評価
- 5 重大事態への対処・・・・・・・・・・ 7
- 6 基本方針の見直し及び公表・・・・・・・・・・ 7

1 本校のいじめ防止基本方針について

八代市立金剛小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実態に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

基本理念

いじめの防止等の対策は、金剛小学校のすべての児童が安心して学校生活をおくることができるように、学校の内外を問わず、いじめがおこなわれなくなるようにすることを旨とする。

また、いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、決して許されない行為であることを、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校と家庭、地域住民さらには県・市教育委員会、関係機関等との連携の下、いじめ問題を克服することを旨とする。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめのとらえ方

(いじめの定義) いじめ防止対策推進法第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」にあたるか否かの判断において特に次の点に留意する。

- ① いじめられた児童の立場に立って考える。
- ② 本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該児童の言動や表情をしっかりと観察し、他の児童からも個別に事実関係を聴取する。
- ③ いじめの認知や対応は複数で行う。
- ④ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該児童が関わっている児童生徒、仲間、集団等を指す。
- ⑤ ケンカやふざけ合いであっても、その背景の事情調査を行い、児童が感じる被害性に着目する。

- ⑥ SNS等で誹謗中傷された児童本人が、そのことを知らない場合や心身の苦痛を感じていない場合でも、加害児童には適切な指導を行う。
- ⑦ 好意から行った行為が意図せず相手を傷つけた場合や、相手を傷つけた後すぐ加害者が謝罪して良好な関係を築けた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わないなど柔軟な対応をする。(これらも「いじめ」には該当する。)

※具体的ないじめの態様

- (ア) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

等

(2) いじめの未然防止について

全ての児童を対象とした、いじめの未然防止の観点が必要である。全ての児童を、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校を中心に、家庭、地域、関係機関等と密に連携した継続的な取組が必要である。

特に学校は、教科、道徳、特別活動等をはじめ教育活動全体を通じ、全ての児童に、人をいじめたい心やいじめられたらどうしようという不安感等を克服する力の育成を図り、「いじめは決して許されないこと」「いじめを乗り越えようとする心を高め合うこと」の大切さの理解を促し、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。

また、豊かな情操や道徳心、お互いの人権を尊重し合える態度を育み、他者との円滑なコミュニケーションを図ることができる能力を身につけさせていく。特に配慮が必要な児童については、その背景等を踏まえた適切な支援を日常的に行う。

併せて、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、そのストレスに適切に対処できる力を育んだり、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりに努めたりする。

(3) いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての職員が連携し、児童のささいな変化に気付く力や教職員自身の人権感覚、及びコミュニケーション能力等を高めることが必要である。

また、いじめは、目が届きにくい場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくいことも認識しなければならない。

そのため、定期的なアンケート調査や児童及び保護者との教育相談の実施、地域住民や関係機関との連携、相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制、保護者・地域等からの情報を得やすい組織を整えていく。

また、児童の表面的な表情や「大丈夫です。」といった言動のみで判断せず、わずかな兆候であってもいじめを疑い、的確に関わりを持ち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応する。

(4) いじめへの対処について

いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた児童や知らせてくれた児童の安全を確保し、組織的な対応を行う。

また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応する。

このため、平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について全職員が共通理解を深めておくと共に、実行力のある体制整備をしておく。

(5) 家庭や地域住民との連携について

より多くの大人が児童の悩みや相談をうけとめられるようにするため、学校が中心となり、家庭や地域と組織的に連携・協働する体制作りを行う。

(6) 児童会の取組について

児童会活動の中で運営委員会を中心として、いじめについての理解を深め、いじめ防止のための行動計画を企画・運営・実践をさせることで、児童自ら「いじめを許さない・いじめをしない・いじめをさせない・いじめを見逃さない」強い気持ちを持たせ、教師は適切な指導・助言を行う。

(7) 関係機関との連携について

校区の児童民生委員、保護司を含めた校内いじめ防止委員会を学校の窓口にして、児童相談所等関係機関との連絡会議を開催し、情報の共有体制を整える。

また、犯罪行為として扱うべき行為については、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、警察等へ早期に相談・通知をする。

3 本校におけるいじめ等の実態

(1) いじめの認知件数

令和2年度調査（令和2年12月実施）におけるいじめの認知件数は、15件であった。

(2) 不登校児童数の推移

令和2年度の不登校児童数は0人であった。

(3) いじめ問題等の実態

本校区の児童の特性として、言動が粗野な児童が少し目につく。

いじめを受けた相手は「同級生」が80%、「上級生」が14%、「他の学校の人」が6%である。

いじめの内容は「言いがかり、脅し」が24%、「殴られた、蹴られた」が16%、「ものを隠された、汚された」が15%、「仲間はずれにされた」が14%、「その他」が31%である。いじめの解消率は100%である。

(4) 学校評価より

アンケート項目「いじめ問題があったときすぐに対応していると思いますか」については、次のような結果であった。（令和2年度3学期調査）

(単位：%)	よくしている	している	あまりしていない	していない
児童	78	20	2	0
保護者	28	55	15	3
教職員	48	52	0	0

4 本校におけるいじめの防止等のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

「いじめ・不登校対策委員会」（校長、教頭、人権教育担当者、養護教諭、特別支援教育担当者、分校主任、PTA代表、主任児童委員、保護司）を設置し、定期的及び臨時的に委員会を開催する。

また、校内においても「生徒指導プロジェクト」（校長、教頭、生徒指導主任、人権教育担当者）を設置し、定期的にプロジェクトの活動を行う。

これらの組織で、次の活動を行う。

- ① いじめに関する情報を収集する。
- ② 情報の分析によって明らかになった課題を整理する。
- ③ 今後の対応の方針を決定し、解決への見通しを示す。
また、一つ一つの課題に対する適切な具体策を全職員に示す。
- ④ 具体策に応じた教職員一人一人の役割を明確に示す。
- ⑤ 家庭・地域・関係機関等に報告・連絡・相談等を適切に行う。

その際、窓口を情報集約担当者（生徒指導主任）に一本化する。

⑥ 校長を中心に、全職員が取組への意思を統一し、協同して実践に当たる。

(2) いじめの未然防止のための取組

① 授業の充実

全ての児童に対して、わかる授業、楽しい授業を目指す。

- ・「チャイムで始まり、チャイムで終わる」授業の日常化
- ・校内研修の充実（熊本型授業の日常化と質の向上へ向けたテーマ研修の実施、全員の公開授業の実施、各種学力調査の結果分析と課題解決の手立ての明確化）
- ・学習規律・学習訓練についての共通理解と発達段階に応じた共通実践の徹底

② 道徳教育の充実

「熊本の心」の活用を進めながら、「命を大切にできる心」を育む指導プログラムをもとに、計画的かつ充実した授業実践を推進し、命を大切にできる心を育成する。また、「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」を活用し、情報モラルの醸成を図る。

③ 人権同和教育の充実

教師の人権意識のより一層の高揚を図るとともに、児童と寄り添い信頼される教師集団をつくる。

授業実践を中心に、日常生活にも生かしていくことのできる児童の育成を図る。

④ 児童会活動を中心とした特別活動の充実

ルールを守る心や自他のプライバシーを大事にする学級集団・学校集団づくりを進める。

学級内での係活動や学校全体での委員会活動、集会活動や縦割り班活動の充実を図り、自己有用感を高める。また、困難やストレスに立ち向かう力の育成を図る。

⑤ 小中一貫・連携教育の取組

職員間の連携・・・合同研修会の実施

児童生徒の連携・・・合同リーダー研修の実施、学級紹介紙面の交換、
6年生の中学校体験授業

⑥ 「命を大切にできる心」を育む指導プログラムの活用

各学年で、年間指導計画をもとに確実な指導実践を図る。

(3) いじめの早期発見のための取組

- ① 「愛の1・2・3+1」運動の徹底（特に家庭訪問の重視）
- ② 担任等による授業や日常生活における情報収集
- ③ 職員間の定期的な情報交換会の実施（週1回）
- ④ いじめ不登校対策委員会や教育相談の時間の確保及び取組の充実
- ⑤ 関係機関との連携

(4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画

- ① 「『命を大切に作る心』を育む指導プログラム」年間指導計画
- ② 心のきずなを深める月間の取組

(5) 学校におけるいじめへの対処・流れ

- ① 学校の対応組織づくり
- ② いじめの早期発見
- ③ 情報の認識と共有化
- ④ 対策の検討
- ⑤ 個別の対応
- ⑥ 周囲の子ども・保護者への対応
- ⑦ 事後指導
- ⑧ 体制の強化

(6) いじめの防止等への取組の評価について

学期毎に取組の評価（内部評価、外部評価）

年度末に総合評価（内部評価、外部評価）及び反省・対策

5 重大事態への対処

市教育委員会・市へ報告。外部の専門家が過半数となる調査組織と連携を取りながら迅速・慎重に対処していく。

6 基本方針の見直し及び公表

保護者・地域へは、PTA総会時に校長から「いじめ防止基本方針」の公表をする。

年度末に、学校・児童・保護者・地域の実態に応じた基本方針の見直しを校内委員会で行う。